

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	地方税徴収関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、地方税徴収関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和5年6月19日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税徴収に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法に基づき、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税、国民健康保険税の収納に関する事務並びに滞納している個人及び法人に対し滞納整理事務を行う。</p> <p>1. 収納</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者からの納税の管理 ・納税者への還付充当 ・納税証明書の交付 <p>2. 滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者との納税交渉 ・督促状及び催告書の送付 ・滞納処分にかかわる調査及び照会
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住基・税オンラインシステム
②システムの機能	<p>1. 証明書交付 納税証明書、完納証明書</p> <p>2. 収納消込 直接納付消込、コンビニ収納消込、共通納税消込</p> <p>3. 納付書発行 再発行納付書、振替不納通知、督促状、催告書発行</p> <p>4. 還付充当 還付充当決議、還付充当通知書発行、還付支払い</p> <p>5. 分納計画 分納計画管理</p> <p>6. 滞納管理 滞納処分、減免・猶予、執行停止、財産管理、公売管理、経過記録管理</p> <p>7. 口座振替 口座振替データ作成、口座振替消込</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム2～5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル、滞納者情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民・市外在住の個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の課税対象者
その必要性	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の適正な徴収業務を行うにあたり特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付履歴)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を特定するために記録 ・連絡先情報: 対象者を正確に把握するために保有 ・業務関係情報 ・地方税関係情報: 個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、納付書、納税の証明書等の帳票印刷を行うために記録 ・その他: 納税義務者の納付状況を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部収納課、総務部税務課、健康福祉部保険年金課、市民部一色支所、市民部吉良支所、市民部幡豆支所

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基・税オンラインシステム)	
③使用目的 ※	納税義務者からの徴収事務並びに証明書等の発行事務	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課、総務部税務課、健康福祉部保険年金課、市民部一色支所、市民部吉良支所、市民部幡豆支所
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 証明書交付 請求に基づき、納税証明書及び完納証明書の交付を行う。 2. 収納消込 1) 金融機関からの納付書、金融機関・収納代行業者からの納付データをもとに消込処理を行う。 2) 申出により再発行納付書を作成する。 3. 納付書発行 収納状況を確認し、再発行納付書、振替不納通知、督促状、催告書等を発行する。 4. 還付充当 更正及び重複により過誤納が生じた場合に納付額に応じて還付充当の事務を行う。	
情報の突合	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収のために宛名情報と突合をする。	
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用管理業務	
①委託内容	就農情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
処分情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民・市外在住の個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の課税対象者のうち、滞納がある者
その必要性	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の適正な徴収業務を行うにあたり特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付履歴、処分)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を特定するために記録 ・連絡先情報: 対象者を正確に把握するために保有 ・業務関係情報 ・地方税関係情報: 個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、滞納処分を行うために記録 ・その他: 滞納者の処分状況を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基・税オンラインシステム)	
③使用目的 ※	滞納処分の事務	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="text-align: center;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div> </div>
⑤使用方法	1. 滞納管理 1) 滞納処分、減免・猶予、執行停止の状況を管理する。 2) 財産管理、公売管理を行う。	
	情報の突合	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収のために宛名情報と突合をする。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用管理業務	
①委託内容	処方情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
折衝記録情報情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民・市外在住の個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の課税対象者のうち、滞納がある者
その必要性	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の適正な徴収業務を行うにあたり特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付履歴、経過記録)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を特定するために記録 ・連絡先情報: 対象者を正確に把握するために保有 ・業務関係情報 ・地方税関係情報: 個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、滞納整理を行うために記録 ・その他: 滞納者の納付状況を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基・税オンラインシステム)	
③使用目的 ※	滞納者との納税相談、納税勧奨及び折衝記録により、円滑に徴収業務を行う	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	滞納者との納税相談、納税勧奨及び折衝記録を保管する。	
	情報の突合	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収のために宛名情報と突合をする。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用管理業務	
①委託内容	折衝記録情報情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
口座情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民・市外在住の個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の課税対象者
その必要性	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の適正な徴収業務を行うにあたり特定個人情報が必要
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (口座情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を特定するために記録 ・連絡先情報: 対象者を正確に把握するために保有 ・業務関係情報 ・地方税関係情報: 個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、口座振替を行うために記録 ・その他: 納税義務者から口座振替を正確に行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部収納課、総務部税務課、健康福祉部保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input checked="" type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	納税義務者からの徴収事務	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課、総務部税務課、健康福祉部保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1. 口座振替加入情報 1) 本人の申請により、税額を引き落とすための口座情報を管理する。 2. 税額口座振替依頼 1) 金融機関別に口座振替依頼データの作成を行う。 3. 振替結果 1) 金融機関からの振替結果より消込データを作成する。 2) 振替不能者に対し不能通知を作成する。	
	情報の突合	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収のために宛名情報と突合をする。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用管理業務	
①委託内容	口座情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納者情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	市民・市外在住の個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の課税対象者のうち、滞納がある者
その必要性	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の適正な徴収業務を行うにあたり特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (納付履歴、誓約、処分、欠損、経過記録)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 対象者を特定するために記録 ・連絡先情報: 対象者を正確に把握するために保有 ・業務関係情報 ・地方税関係情報: 個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税で賦課した内容に基づき、滞納者の情報を管理するために記録 ・その他: 滞納者の納付状況を正確に把握するために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部収納課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、税務課、保険年金課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (税務署) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (金融機関) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住基・税オンラインシステム)	
③使用目的 ※	滞納者情報の管理	
④使用の主体	使用部署	総務部収納課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <div style="display: inline-block; vertical-align: top; margin-left: 10px;"> <p><選択肢></p> <p>1) 10人未満</p> <p>2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満</p> <p>4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満</p> <p>6) 1,000人以上</p> </div>
⑤使用方法	1. 滞納者の処分状況、欠損処理状況を記録する。 2. 分納計画を管理する。	
	情報の突合	個人住民税、法人住民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の徴収のために宛名情報と突合をする。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システムの運用管理業務	
①委託内容	滞納者情報ファイルの運用管理	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社日立システムズ 中部支社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

収納情報ファイル

自治体コード、収納キー1、収納キー2、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザーID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、個人番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名略称、連番、期別区分、調定年度、会計年度、前納報奨金、車両登録キー、車検区分コード、減免コード、期別調定額、期別収納額、期別未納額、延滞金調定額、延滞金収納額、延滞金未納額、督促料調定額、督促料収納額、督促料未納額、納期限、繰上前納期限、納期変更フラグ、収納年月日、領収年月日、繰越時調定額、繰越時収納額、繰越時未納額、繰越調定額、繰越年月日、不納欠損額、表示用税目コード、表示用期月、随期フラグ、更正回数、収納回数、還付回数、充当回数、口振不能回数、納通返戻設定カウンタ、納通返戻設定年月日、督促返戻設定カウンタ、督促返戻設定年月日、納通発送年月日、督促発行年月日、更正年月日、国税更正年月日、更正届出年月日、更正請求年月日、更正通知年月日、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、法定納期限等、法定納期限、業務固有キー、漢字業務固有キー、申告年月日、調定年月日、延長月数、重加算対象税額、納税計画対象額、納税計画状況コード、納税計画カウンタ、執行停止カウンタ、不納欠損カウンタ、差押カウンタ、参加差押カウンタ、交付要求カウンタ、繰上徴収カウンタ、その他処分カウンタ、徴収猶予カウンタ、換価猶予カウンタ、滞納整理組合カウンタ、納税承継カウンタ、督促停止カウンタ、催告停止カウンタ、納通公示カウンタ、督促公示カウンタ、電話催告停止カウンタ、時効中断年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、期別調定額内訳1、期別調定額内訳2、期別調定額内訳3、期別調定額内訳4、期別調定額内訳5、期別調定額内訳6、期別収納額内訳1、期別収納額内訳2、期別収納額内訳3、期別収納額内訳4、期別収納額内訳5、期別収納額内訳6、繰越時調定額内訳1、繰越時調定額内訳2、繰越時調定額内訳3、繰越時調定額内訳4、繰越時調定額内訳5、繰越時調定額内訳6、繰越時収納額内訳1、繰越時収納額内訳2、繰越時収納額内訳3、繰越時収納額内訳4、繰越時収納額内訳5、繰越時収納額内訳6、繰越調定額内訳1、繰越調定額内訳2、繰越調定額内訳3、繰越調定額内訳4、繰越調定額内訳5、繰越調定額内訳6、束番号、一連番号、納付表示区分コード、帳票区分コード、帳票区分名称、納組コード、納組名称、口座区分コード、口座区分名称、還付台帳番号、還付台帳番号枝番、還付収納キー1、還付収納キー2、還付賦課年度、還付税目コード、還付税目名称、還付税目名称略称、金融機関コード、金融機関名称、支店コード、支店名、口座番号、預金種別コード、預金種別名称、口座名義人氏名カナ、支払金融機関コード、支払金融機関名称、支払支店コード、支払支店名、納管人優先個人番号、帳票ID、発送回数、帳票名称、税額、延滞金、督促手数料、発送年月日、備考、100、設定コード、納期限変更履歴番号、納期限変更設定名称、最新フラグ、変更前納期限、設定年月日、取消コード、取消年月日、テータ区分コード、テータ区分コード名称、消込区分コード、消込区分名称、納付額、納付額内訳1、納付額内訳2、納付額内訳3、納付額内訳4、納付額内訳5、納付額内訳6、報奨金、退職分納付額、還付処理番号、歳償区分コード、歳償区分名称、還付発生納付額、還付発生延滞金収納額、還付発生督促料収納額、還付発生報奨金、支払決議年月日、支払年月日、充当元収納キー1、充当元収納キー2、充当元賦課年度、充当元税目コード、充当元税目名称、充当元税目名称略称、充当元対象年度、充当元通知書番号、充当元期別コード、充当元個人番号、充当元事業年度開始年月日、充当元事業年度終了年月日、充当元申告区分コード、充当元申告区分名称、充当元申告区分名略称、充当元連番、充当元申告年月日、充当元会計区分コード、充当元会計区分名称、作成順SEQ番号、口座区分キー、消込エラーフラグ1、消込エラーフラグ名称1、消込エラーコード1、消込エラーMSG1、消込エラーフラグ2、消込エラーフラグ名称2、消込エラーコード2、消込エラーMSG2、消込エラーフラグ3、消込エラーフラグ名称3、消込エラーコード3、消込エラーMSG3、消込済フラグ、還付充当フラグ、納税計画整理番号、納税計画明細番号、更正調定額、更正内容、更正前調定額、調定額異動額、更正後繰越調定額、更正前繰越調定額、繰越調定額異動額、更正後延滞金調定額、更正前延滞金調定額、延滞金調定額異動額、更正後督促料調定額、更正前督促料調定額、督促料調定額異動額、更正後期別調定額内訳1、更正前期別調定額内訳1、期別調定額異動額内訳1、更正後期別調定額内訳2、更正前期別調定額内訳2、期別調定額異動額内訳2、更正後期別調定額内訳3、更正前期別調定額内訳3、期別調定額異動額内訳3、更正後期別調定額内訳4、更正前期別調定額内訳4、期別調定額異動額内訳4、更正後期別調定額内訳5、更正前期別調定額内訳5、期別調定額異動額内訳5、更正後繰越調定額内訳1、更正前繰越調定額内訳1、繰越調定額異動額内訳1、更正後繰越調定額内訳2、更正前繰越調定額内訳2、繰越調定額異動額内訳2、更正後繰越調定額内訳3、更正前繰越調定額内訳3、繰越調定額異動額内訳3、更正後繰越調定額内訳4、更正前繰越調定額内訳4、繰越調定額異動額内訳4、更正後繰越調定額内訳5、更正前繰越調定額内訳5、繰越調定額異動額内訳5、更正後繰越調定額内訳6、更正前繰越調定額内訳6、繰越調定額異動額内訳6、課税異動事由コード、課税異動事由名漢字、会計区分コード、会計区分名称、還付処理状態コード、還付処理状態名称、還付原因区分コード、還付原因区分名称、還付通知済区分コード、還付通知済区分名称、発生時累計収納額、発生時累計延滞金、発生時累計督促料、正当調定額、発生時収納額、発生時延滞金収納額、発生時督促料収納額、発生時報奨金、発生時収納年月日、発生時領収年月日、発生還付加算金、還付先区分コード、還付先区分名称、還付先個人番号、還付発生年月日、削除フラグ、初回通知発行年月日、支払予定年月日、発行年月日、再発行年月日、払込区分コード、払込区分名称、正当調定額内訳1、正当調定額内訳2、正当調定額内訳3、正当調定額内訳4、正当調定額内訳5、正当調定額内訳6、発生時収納額内訳1、発生時収納額内訳2、発生時収納額内訳3、発生時収納額内訳4、発生時収納額内訳5、発生時収納額内訳6、還付発生納付額内訳1、還付発生納付額内訳2、還付発生納付額内訳3、還付発生納付額内訳4、還付発生納付額内訳5、還付発生納付額内訳6、還付決議起案年月日、還付決議年月日、還付済年月日、充当済年月日、還付済納付額、還付済延滞金収納額、還付済督促料収納額、還付済報奨金、充当済納付額、充当済延滞金収納額、充当済督促料収納額、還付済還付加算金、充当済還付加算金、還付済納付額内訳1、還付済納付額内訳2、還付済納付額内訳3、還付済納付額内訳4、還付済納付額内訳5、還付済納付額内訳6、充当済納付額内訳1、充当済納付額内訳2、充当済納付額内訳3、充当済納付額内訳4、充当済納付額内訳5、充当済納付額内訳6、発生収納キー1、発生収納キー2、発生個人番号、発生賦課年度、発生税目コード、発生税目名称、発生税目名称略称、発生対象年度、発生通知書番号、発生期別コード、発生表示用期月、発生事業年度開始年月日、発生事業年度終了年月日、発生申告区分コード、発生申告区分名称、発生申告区分名略称、発生連番、発生還付台帳番号、発生還付台帳番号枝番、特徴収納キー1、特徴収納キー2、特徴還付台帳番号、特徴還付台帳番号枝番、時効年月日、繰越還付未済納付額、繰越還付未済延滞金収納額、繰越還付未済督促料収納額、繰越還付未済還付加算金、繰越時還付済納付額、繰越時還付済延滞金収納額、繰越時還付済督促料収納額、繰越時充当済納付額、繰越時充当済延滞金

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

処分情報ファイル

自治体コード,データ区分コード,課コード,個人番号,滞納処分整理番号,滞納処分明細番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,データ区分コード,名称,課名称,整理番号,財産種別コード,財産種別名称,滞納処分事由コード,滞納処分事由名称,滞納処分分類コード,滞納処分分類名称,設定年月日,起案年月日,滞納処分決議年月日,差押年月日,変更納期限,執行機関名,事件番号,備考_400,処分解除事由コード,処分解除事由名称,变更年月日,变更内容,滞納処分登録番号,登録年月日,解除年月日,配当年月日,破産手続開始年月日,猶予開始年月日,猶予終了年月日,減免開始年月日,減免終了年月日,延滞金減免率,証券番号,包括禁止命令年月日,執行機関所在地,破産管財人名,破産管財人所在地,義務者個人番号,収納キ-1,収納キ-2,賦課年度,税目コード,税目名称,税目名称略称,対象年度,通知書番号,期別コード,処分税額,処解除フク,端数額,破産事件財産区分,期別件数,通知書番号件数,住民区分,住民区分名称,個人法人区分,個人法人区分名称,世帯番号,編集済氏名漢字,編集済氏名カナ,宛名郵便番号,宛名住所コード,宛名県名付加区分,宛名都道府県名漢字,宛名市町村名漢字,宛名住所,宛名地番,宛名方書漢字,宛名地番数値1,宛名地番数値2,宛名地番数値3,宛名行政区コード,宛名行政区名称,生年月日,性別区分,性別名称,亡者フラグ,地区コード,地区名称漢字,担当者コード,担当者氏名漢字

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

折衝記録情報ファイル

自治体コード,課コード,個人番号,経過記録番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,課名称,交渉担当者コード,交渉担当者氏名漢字,交渉年月日,交渉時刻,交渉終了時刻,連絡方法コード,連絡方法名称,連絡先コード,連絡先名称,交渉相手コード,交渉相手名称漢字,経過コード,経過状況名称,期限年月日,備考_1000,予定実績区分,帳票ID,帳票名称,住民区分,住民区分名称,個人法人区分,個人法人区分名称,世帯番号,編集済氏名漢字,編集済氏名カナ,宛名郵便番号,宛名住所コード,宛名県名付加区分,宛名都道府県名漢字,宛名市町村名漢字,宛名住所,宛名地番,宛名方書漢字,宛名地番数値1,宛名地番数値2,宛名地番数値3,宛名行政区コード,宛名行政区名称,生年月日,性別区分,性別名称,亡者フラグ,地区コード,地区名称漢字,担当者コード,担当者氏名漢字

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

口座情報ファイル

自治体コード,データ区分コード,対象年度,賦課年度,税目コード,通知書番号,期別コード,記号番号,振替年月日,納税計画整理番号,納税計画明細番号,履歴番号,初期登録業務日時,更新業務日時,更新システム日時,更新コンピュータ名,更新ユーザID,有効フラグ,決裁状態,旧自治体コード,データ区分コード名称,税目名称,税目名称略称,個人番号,収納キ-1,収納キ-2,月数,調定額,報奨金,納付額,納期限,納管人個人番号,納管人区分,納管人名称,納組コード,保険料区分,標識番号,車検区分,金融機関コード,金融機関名称,支店コード,支店名,口座番号,預金種別コード,預金種別名称,口座名義人氏名カナ,振替区分,振替区分名称,義務者氏名漢字,督促手数料,延滞金,納税計画枠番号,振替結果コード,振替結果名称,住民区分,住民区分名称,個人法人区分,個人法人区分名称,世帯番号,編集済氏名漢字,編集済氏名カナ,宛名郵便番号,宛名住所コード,宛名県名付加区分,宛名都道府県名漢字,宛名市町村名漢字,宛名住所,宛名地番,宛名方書漢字,宛名地番数値1,宛名地番数値2,宛名地番数値3,宛名行政区コード,宛名行政区名称,生年月日,性別区分,性別名称,亡者フラグ,課コード,課名称,地区コード,地区名称漢字,担当者コード,担当者氏名漢字

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納者情報ファイル

自治体コード、収納キー1、収納キー2、履歴番号、初期登録業務日時、更新業務日時、更新システム日時、更新コンピュータ名、更新ユーザID、有効フラグ、決裁状態、旧自治体コード、個人番号、賦課年度、税目コード、税目名称、税目名称略称、対象年度、通知書番号、期別コード、事業年度開始年月日、事業年度終了年月日、申告区分コード、申告区分名称、申告区分名称略称、連番、期割区分、調定年度、会計年度、前納報奨金、車両登録キー、車検区分コード、減免コード、期別調定額、期別収納額、期別未納額、延滞金調定額、延滞金収納額、延滞金未納額、督促料調定額、督促料収納額、督促料未納額、納期限、繰上前納期限、納期変更フラグ、収納年月日、領収年月日、繰越時調定額、繰越時収納額、繰越時未納額、繰越調定額、繰越年月日、不納欠損額、表示用税目コード、表示用期月、随期フラグ、更正回数、収納回数、還付回数、充当回数、口振不能回数、納通返戻設定カウンタ、納通返戻設定年月日、督促返戻設定カウンタ、督促返戻設定年月日、納通発送年月日、督促発行年月日、更正年月日、国税更正年月日、更正届出年月日、更正請求年月日、更正通知年月日、過誤納金発生事由コード、過誤発生事由名称、法定納期限等、法定納期限、業務固有キー、漢字業務固有キー、申告年月日、調定年月日、延長月数、重加算対象税額、納税計画対象額、納税計画状態コード、納税計画カウンタ、執行停止カウンタ、不納欠損カウンタ、差押カウンタ、参加差押カウンタ、交付要求カウンタ、繰上徴収カウンタ、その他処分カウンタ、徴収猶予カウンタ、換価猶予カウンタ、滞納整理組合カウンタ、納税承継カウンタ、督促停止カウンタ、催告停止カウンタ、納通公示カウンタ、督促公示カウンタ、電話催告停止カウンタ、時効中断年月日、住民区分、住民区分名称、個人法人区分、個人法人区分名称、世帯番号、編集済氏名漢字、編集済氏名カナ、宛名郵便番号、宛名住所コード、宛名県名付加区分、宛名都道府県名漢字、宛名市町村名漢字、宛名住所、宛名地番、宛名方書漢字、宛名地番数値1、宛名地番数値2、宛名地番数値3、宛名行政区コード、宛名行政区名称、生年月日、性別区分、性別名称、亡者フラグ、課コード、課名称、地区コード、地区名称漢字、担当者コード、担当者氏名漢字、最新フラグ、滞納者フラグ、地区変更停止フラグ、職業コード、職業名称、役職コード、役職名、滞納原因メモ、滞納原因コード、滞納原因名称、滞納者区分コード1、滞納者区分名称1、滞納者区分コード2、滞納者区分名称2、滞納者区分コード3、滞納者区分名称3、滞納者情報コード、滞納者情報名称、滞納管理番号、備考_1000、データ区分コード、停止欠損整理番号、停止欠損明細番号、データ区分コード名称、整理番号、停止欠損事由コード、停止欠損事由名称、停止欠損分類コード、停止欠損分類名称、設定年月日、起案年月日、停止欠損決議年月日、停止欠損取消事由コード、停止欠損取消事由名称、取消年月日、備考_350、執行停止整理番号、即時欠損区分、義務者個人番号、停止欠損取消フラグ、期別件数、通知書番号件数、納税計画整理番号、納税計画明細番号、納税計画枠番号、納税計画枠明細番号、誓約金額、約束手形種別コード、約束手形種別名称、納付方法コード、納付方法名称、分納事由コード、分納事由名称、納税計画決議年月日、納付誓約年月日、納税計画開始年月日、納税計画終了年月日、納税完了年月日、納付回数、納税取消年月日、納税取消事由コード、納税取消事由名称、延滞金計算フラグ、延滞金計算基準年月日、督促料計算フラグ、納付書発行最終年月日、備考_100、分納計画計算方法内容、分納誓約年月日、分納額、納税計画枠有効フラグ、分納税額、分納収納額、分納本税未納額、分納督促料、分納督促料収納額、分納督促料未納額、分納延滞金、分納延滞金収納額、分納延滞金未納額、実延滞金、分納収納年月日、分納領収年月日、分納取消フラグ、納税計画明細有効フラグ、返戻公示履歴番号、督促返戻設定コード、督促返戻取消コード、督促返戻取消年月日、督促公示設定コード、督促公示設定年月日、督促公示取消コード、督促公示取消年月日、督促停止設定コード、督促停止設定年月日、督促停止取消コード、督促停止取消年月日、催告停止設定コード、催告停止設定年月日、催告停止取消コード、催告停止取消年月日、督促電話停止設定コード、督促電話停止設定年月日、督促電話停止取消コード、督促電話停止取消年月日

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル、滞納者情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSIにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSIにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDとパスワードによる認証を行っている
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 :システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 :担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 :システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 :職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 :システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	ネットワーク接続に対してファイアウォール等でアクセス制限を講じている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・システムの的にデータを多重化し、対策 ・データのバックアップを専用の施設に保管委託することで災害等への対策としている。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に関心を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に関心を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年数回研修を行っている。 ・情報システム部門にて内部監査を行っている。
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部収納課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
②請求方法	指定様式の書面による提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/10,1295,37,481.html
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	総務部収納課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年5月29日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I-6-②所属長の役職名	収納課長 深見 光弘	収納課長	事後	
令和4年4月1日	I-1-②事務の内容	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲-その 必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-2-④ 記録される項目-その妥当性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-2-⑥ 事務担当部署	地域振興部一色支所、地域振興部吉良支所、 地域振興部幡豆支所	市民部一色支所、市民部吉良支所、市民部幡 豆支所	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-3-④ 使用の主体-使用部署	地域振興部一色支所、地域振興部吉良支所、 地域振興部幡豆支所	市民部一色支所、市民部吉良支所、市民部幡 豆支所	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-3-⑤ 使用方法-情報の突合	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(収納情報ファイル)-4-③ 委託先名	(株)日立製作所 中部支社	株式会社日立システムズ 中部支社	事後	
令和4年4月1日	II(処分情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(処分情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲-その 必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(処分情報ファイル)-2-④ 記録される項目-その妥当性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(処分情報ファイル)-3-⑤ 使用方法-情報の突合	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(処分情報ファイル)-4-③ 委託先名	(株)日立製作所 中部支社	株式会社日立システムズ 中部支社	事後	
令和4年4月1日	II(折衝記録情報情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(折衝記録情報情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲-その 必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(折衝記録情報情報ファイル)-2-④ 記録される項目-その 妥当性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(折衝記録情報情報ファイル)-3-⑤ 使用方法-情報の突 合	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(折衝記録情報情報ファイル)-4-③ 委託先名	(株)日立製作所 中部支社	株式会社日立システムズ 中部支社	事後	

令和4年4月1日	II(口座情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(口座情報ファイル)-2-③ 対象となる本人の範囲-その 必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(口座情報ファイル)-2-④ 記録される項目-その妥当性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(口座情報ファイル)-3-⑤ 使用方法-情報の突合	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(口座情報ファイル)-4-③ 委託先名	(株)日立製作所 中部支社	株式会社日立システムズ 中部支社	事後	
令和4年4月1日	II(滞納者情報ファイル)-2- ③対象となる本人の範囲	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(滞納者情報ファイル)-2- ③対象となる本人の範囲-そ の必要性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(滞納者情報ファイル)-2- ④記録される項目-その妥当 性	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(滞納者情報ファイル)-3- ⑤使用方法-情報の突合	軽自動車税	軽自動車税(種別割)	事後	
令和4年4月1日	II(滞納者情報ファイル)-4- ③委託先名	(株)日立製作所 中部支社	株式会社日立システムズ 中部支社	事後	
令和5年4月1日	I-2-②システムの機能	直接納付消込、コンビニ収納消込	直接納付消込、コンビニ収納消込、共通納税消込	事後	